

文教厚生常任委員会次第

令和3年9月17日（金）午前10時
於 大会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 福祉局、教育委員会関係

① 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第78号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第6号）〔分割付託分〕
..... 岸川 福祉政策室長

議案第81号 明石市立知的障害児通園療育施設及び明石市立ゆりかご園に
係る指定管理者の指定のこと

※ 資料参照 山野 発達支援課長

② 報告事項（3件）

ア 市立明石商業高等学校福祉科創設にかかる検討会の設置について

※ 資料参照 中田 福祉局次長（福祉科準備担当）
兼福祉科準備担当課長

イ ヤングケアラーの支援について

※ 資料参照 多田 地域共生社会室長
兼地域総合支援担当課長

ウ 「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」の結果について

※ 資料参照 田辺 教育委員会事務局次長
（管理担当）兼総務課長

③ その他

.....（理事者入れ替え）.....

(2) 感染対策局、こども局関係

① 付託された議案の審査

議案（2件）

議案第77号 明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び
差別禁止に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

※ 資料参照 …………… 松浦 感染対策統括室長

議案第78号 令和3年度明石市一般会計補正予算（第6号）〔分割付託分〕

…………… 鈴木 こども育成室長兼施設担当課長

※ 資料参照 …… 小林 あかし保健所副所長兼感染症対策担当課長

※ 資料参照 …………… 酒本 保健予防課長

② 報告事項（6件）

ア 地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和2年度決算）並びに
業務実績に関する評価結果の報告等について

※ 資料参照 …………… 河谷 感染対策局次長（医療連携担当）
兼医療連携担当課長

イ 新型コロナウイルス感染症への対応状況について

※ 資料参照 …… 小林 あかし保健所副所長兼感染症対策担当課長

ウ 明石市新型コロナワクチン接種事業の実施状況について

※ 資料参照 …………… 丸山 感染対策局次長

エ 一般財団法人あかしこども財団の経営状況（令和2年度決算）及び
令和3年度事業計画等の報告について

※ 資料参照 …………… 田川 子育て支援課長

オ 令和3年度明石市給付型奨学金の申込状況及び奨学生の選考について

※ 資料参照 …………… ^{うえさか}上坂 児童福祉課長

カ 明石市こども総合支援条例の一部改正について

※ 資料参照 …………… ^{ひいらぎ}柁 相談支援担当課長

③ その他

3 閉 会

以 上

議案第81号関連資料

明石市立知的障害児通園療育施設等に係る指定管理者の指定について

1 指定管理者に管理を行わせる施設

- 名称 明石市立知的障害児通園療育施設
 所在地 明石市二見町東二見1836番地の1
 名称 明石市立ゆりかご園
 所在地 明石市大久保町大窪2752番地

2 指定管理者となる団体の概要

名称	社会福祉法人 三田谷治療教育院
所在地	芦屋市楠町16番5号
主な事業	○施設運営 知的障害児施設「三田谷学園」、障害者支援施設「芦屋翠ホーム」、多機能型事業所「ワークホームつつじ」、共同生活援助「グループホーム燈」 ○相談支援 地域療育等支援事業・ひょうご発達障害者支援センター「クローバー芦屋ランチ」他

3 指定により期待される内容

(1) サービス及び施設管理について

項目	提案内容
運営体制	○障害児者の入所施設・生活介護の事業所等様々な障害福祉サービスの提供実績を活かした、あおぞら園とゆりかご園の一体運営 ○療育に関する専門的ノウハウを有する人材を適正配置した総合的な支援体制の構築
運営業務	○重複障害児や医療的ケア児など、利用者の特性やニーズに対応したきめ細やかな支援 ○コロナ禍での事業継続や、利用者数の増加など、公の施設の効用を最大限に発揮する取り組み ○自己評価の実施と結果公表に基づくサービス向上の取り組み ○明石市地域自立支援協議会、明石障がい者地域生活ケアネットワークへの参画、保幼小連絡会への参加等、関係機関や地域との連携
自主事業	○障害に対する理解を広げるセミナーや、兄弟支援等制度上で補えない狭間のニーズを自主事業として提供。
維持管理業務	○長年にわたる福祉施設維持管理業務の実績に基づく、利用者の安全を第一に考えた維持管理の実施

(2) 指定管理料

140,000千円/年（提案額：令和4年度～令和8年度）

市立明石商業高等学校福祉科創設にかかる検討会の設置について

本市における福祉のまちづくりの一環として、将来にわたり、ますますニーズの高まりが予想される福祉人材の育成を目指し、市立明石商業高等学校に福祉科を創設することにつきまして、関係者による検討を行うための検討会設置並びに、第 1 回検討会の概要をご報告いたします。

1. 委 員（6 名）

福祉系大学名誉教授

福祉事業従事者

市立中学校関係者（校長、進路指導担当教諭）

明石商業高等学校関係者（校長、保護者代表）

2. 検討会の主な論点

- ①中学生の入学ニーズ
- ②福祉科教員の現状と確保
- ③施設整備（実習棟の規模、設置場所等）
- ④福祉科定員及び全校総定員
- ⑤福祉科の教育活動における特色づくり

3. 第 1 回検討会について

○日時・会場：8 月 2 5 日（水）1 5 時～1 6 時 3 0 分

○出席委員 5 名（明石商業高等学校保護者代表は欠席）

○議事（1）～（4）について、各委員から現状報告や意見等が出されました。

（1）福祉人材の現状について

- ・市内では福祉人材は不足気味である。
- ・若い世代の就職が少なく職員の高齢化が進んでおり若い人材の確保が課題である。
- ・福祉で働く人が社会的に認められないと若い人材の確保が難しい。

（2）福祉系高等学校の概要について

- ・福祉系大学の学生で、福祉系高等学校の出身者は特に熱心に学習する印象がある。
- ・商業科等の生徒にも福祉の知識や考え方は必要な要素であり、市立高等学校としての役割を考え、前向きに捉えている。
- ・福祉科創設について、明石商業高等学校の教員の中でも、現段階では反対の声は聞いていない。明石市内の教員、生徒、保護者が一体で取り組めば、明石商業高等学校が福祉のまちのシンボルとなることも可能だと思う。

（3）明石市立明石商業高等学校の現状について

- ・中学 3 年生の進路選択では、商業科を志望する生徒は、それほど多くない。高等学校卒業後の進路について就職よりも大学等への進学を希望するケースが多く、全体的に普通科を志望する傾向が強い。

- (4) 福祉科創設にあたっての重要事項（入学ニーズ、教員の確保、定員等）について
- ・ 教員確保について、施設職員を講師として派遣するなど、福祉事業者として積極的に協力したい。
 - ・ 中学時代に「トライやる・ウィーク」で福祉施設を体験した人が、社会人となって職員として施設に就職した事例もある。中学生で福祉に触れる機会が重要だと思う。中学生で福祉を学ぶ機会を作ってほしい。

※なお、「福祉科創設にあたっての重要事項（入学ニーズ、教員の確保、定員等）について」は、第2回検討会（10月）において詳細に議論する予定。

4. スケジュール

令和3年10月	第2回検討会開催 教育委員会に第2回検討会の報告
11月	第3回検討会開催（まとめ） 検討会の検討結果を市長及び教育委員会に報告
12月	市議会文教厚生常任委員会で「検討結果」を報告
令和4年2月	社会福祉審議会に「検討結果」を報告

ヤングケアラーの支援について

1 趣旨

ヤングケアラーは、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子どもであるが、現状の生活や家族の世話を当たり前のこととして捉え、子ども自身の生活に大きな影響が及んでいても自らSOSの声を上げにくく、実態が表面化しにくい。さらに、ヤングケアラーの課題がある家庭は、経済的困窮や介護、疾病など、複合的な課題がありながらも孤立しており、支援が行き届いていないことが多い。

これらの現状を踏まえ、本市では、今年度、福祉部門、教育部門、こどもセンター等の庁内関係部署や学校、スクールソーシャルワーカー、地域総合支援センター等の支援者で構成する「ヤングケアラーの支援に向けた検討会」を立ち上げ、計3回の会議を行う中で、組織横断的に共通理解を図りながら、支援策を検討してきた。

このたび、支援の方向性をまとめたので報告する。

2 検討内容

（1）早期発見・把握・相談受けとめ等に関する取組

ヤングケアラーの概念、存在を広く知っていただけるよう、認知度を高めるための一般的な啓発を図るとともに、ヤングケアラーの存在に早期に気づき、支援につなげるために、子ども自身が学習する機会を設けることを始め、周囲の大人の意識を高め、気づきのポイントを見逃さないように啓発していく。

また、地域総合支援センターを始めとする相談機関においては、属性にかかわらずヤングケアラーに係る相談を含めた対応を行うこととし、その旨を周知していく。

《主な取組案》

- 子ども自身の理解を促進し、自ら気づき、相談できるようにするため、子ども向けリーフレット等の作成・配布を行うほか、福祉学習等の時間を活用してヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける。
- 業務や活動を通じてヤングケアラーの存在に気づく可能性がある市の窓口職員やケースワーカー、学校教育関係者、介護・福祉サービスなどの事業者、民生委員・児童委員や地域ボランティア団体等に対して、ヤングケアラーに対する理解の促進、問題意識の強化、対応力の向上等のための研修を行う。
- 早期発見ツールとして、民生委員・児童委員や地域ボランティア団体等に活用していただくためのチェックシート、また、市職員、教職員や専門職が支援策を検討する際のアセスメントシートを作成し、試行的に活用する。
- 学校だけでなく、介護、障害、生活困窮、子ども、子育て等の各分野の相談窓口等において、ヤングケアラーも含めた相談を包括的に受けとめ、適切なサービスにつなげることができるよう、アセスメントする。

(2) ヤングケアラー及びヤングケアラーのいる家庭への支援

① ヤングケアラーが抱える負担の軽減

家庭状況を踏まえた適切な介護、高年福祉、障害福祉、子ども・子育て支援等の各サービスや医療支援等が提供されることにより、既存の制度の枠内でもヤングケアラー状態にある子どもの介護負担は軽減されると考えられる。しかしながら、様々な要因で、家族等がサービス利用を拒否するケースもある。適切な支援やサービス利用を阻む要因を分析し、サービス等の利用促進に向けた取組を推進する。

あわせて、各分野の支援事業の対象者等の枠組みを広げること等により、子ども自身も支援を受けることができないか、また、高齢者や障害者に対するサービスを手厚くすることで家庭内の介護負担等を軽減し、子どものヤングケアラー状態からの脱却が図れないか、各所管課において検討する。

《主な取組案》

- サービス利用を拒否する要因についての分析を進める。要因としては、利用料金の支払いに係る経済的な問題、子や孫以外の人による介護への拒否感、家族介護を当然とする幼少期からのすり込み、相談先や解決策があることを知らないこと等が考えられる。これらを踏まえ、行政からのサービスの押し付けにならないように丁寧に対応しながら、被介護者や介護者（家族）等の理解を促進する。
- 子どもを必要以上に介護力とみなさないように支援者や家族に周知啓発する。
- ヤングケアラーである子ども自身に対する新たなレスパイトサービスを開始できないか検討を進める。
- ヤングケアラーがいる家庭を対象に、介護保険や障害福祉サービスの促進による利用者負担の軽減や、利用者負担軽減につながる市独自サービスの導入について検討を進める。

② ヤングケアラー自身の精神的なケア

ヤングケアラー状態にある子どもにとって、自身の思いや気持ち、家庭の事情等を安心して話すことができる場や悩み等を共有することができる場があること、またそれらをしっかりと聞き取って寄り添ってくれる人がいることなどが、精神的な負担を軽減し、安心感につながる。ヤングケアラーの話を傾聴し、相談に乗り、また当事者同士の交流等を行う取組を検討する。

《主な取組案》

- 精神保健福祉士や保健師が相談に応じる「こころの相談ダイヤル」を活用し、ヤングケアラー状態にある子どもの不安やストレスなどを受けとめる。
- ヤングケアラーが安心して話を聞いてもらい、相談できる場として、「あかしこども相談ダイヤル（24時間対応）」を周知し対応する。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用を図る。
- 教員やスクールカウンセラーがヤングケアラー状態にある子どもの悩みや相談を聞くことのできる体制づくりを進める。
- ピアサポートグループの立ち上げに向けた調査、研究を進める。

(4)「こども総合支援条例」の改正に係る検討

本市におけるヤングケアラー支援に係る取組を継続的に推進していくため、条例の制定についても検討したところであるが、本市は既に「こども総合支援条例」を制定し、総合的に子ども施策を推進してきたことから、ヤングケアラー支援の趣旨を内容とする規定を同条例に新設することを検討する。

3 今後の予定

「早期発見・把握・相談受けとめ等に関する取組」を中心に、実施の目途が立っている施策については、今年度内に可及的速やかに実施していく。

その他、新規施策や既存施策の拡充など、制度設計や新たな予算措置を要するものは、各所管課において実施に向けた検討を継続して進めていく。

「令和3年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」 の結果について

1 趣旨

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、令和2年度に実施した取組について、「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価」（以下、「点検及び評価」という。）を実施しました。

この点検及び評価は、本市における効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすことを主な目的としています。

2 点検及び評価の基本的な考え方

本市の教育行政推進の基本となる「第2期 あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）」（以下、「教育プラン」という。）に基づく令和2年度の具体的な取組をまとめた「アクションプラン（実行計画）」に掲げた取組について点検及び評価を行いました。

なお、この点検及び評価をもって、「教育プラン」の進行管理を行っています。

3 点検及び評価の方法

「教育プラン」で設定している3つの成果目標の進捗状況を確認したうえで、「教育プラン」で定める9つの基本的な方策ごとに、取組内容、取組に対する所管課評価、指標及び数値目標の進捗状況などを参考にしながら、教育委員自らが各所管課に対するヒアリングを実施し、各方策の目的を達成するための留意点や改善点などをとりまとめました。

なお、点検及び評価にあたっては、「令和2年度アクションプランに基づく点検・評価シート」を使用しました。

9つの基本的な方策（第2期 あかし教育プラン）

- | | |
|----------------|------------------|
| 1. 確かな学力の育成 | 2. 豊かな心の育成 |
| 3. 健やかな体の育成 | 4. 安全・安心の学習環境 |
| 5. 一人ひとりに応じた教育 | 6. 教職員の資質・指導力の向上 |
| 7. 子ども・家庭への支援 | 8. 地域・家庭・学校の連携 |
| 9. 社会情勢の変化への対応 | |

4 点検及び評価の活用、公表

教育委員による評価結果については、令和4年度の予算編成にできる限り繋げるとともに、令和4年度「アクションプラン（実行計画）」作成にあたっての具体的な取組や数値目標に反映させていきます。

また、点検及び評価の報告書については、教育委員会ウェブサイトにて公表します。

議案第77号関連資料

明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の目的

本市では、本年3月に新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民などへの支援や差別禁止を定めた「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」を制定し、コロナ禍においても市民が安心して生活を送ることができるよう取り組みを進めてきました。

この度、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関して、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられるよう市が行う合理的配慮について定めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いを禁止するため、令和3年7月に実施したパブリックコメント等を踏まえ、条例の一部を改正しようとするものです。

2 条例の改正点

(1) ワクチン接種の実施に当たり、合理的配慮を行います【新設】

障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その特性に応じた合理的な配慮を行います。

【第5条第5項】

市は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「ワクチン接種」という。）を実施するに当たり、障害、高齢その他の理由によりワクチン接種を受けることに困難、不安等を感じている市民に対して、その者の意向を尊重しながら、その特性に応じた合理的な配慮を行うことにより、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられる環境を整備するものとする。

(2) ワクチン接種を受けていない者への差別的取扱いを禁止します【追加】

ワクチン接種を受けていない者に対する差別的取扱いを禁止するとともに、差別的取扱いを受けた場合やその恐れがある場合は、被害者の救済を図るため、相談や情報の提供、権利を擁護するために必要な支援を行います。

【第8条】

何人も、全ての者に対し、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、過去に新型コロナウイルス感染症に感染した経験があること、ワクチン接種を受けていないこと、自己の管理する場所又は施設において新型コロナウイルス感染症が発生したこと等を理由とする不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の権利利益を侵害する行為（以下「差別的取扱い等」という。）をしてはならない。

3 パブリックコメントの結果

実施期間	令和3年7月1日～7月30日
意見を頂いた人数	3名
意見件数	3件
意見概要	<p>メディアの影響の大きさを考えると、市が大きく「それは差別だ」と書いてくださるだけで安心する。</p> <p>ワクチン接種の項目が条例に追加されることで、ワクチンを接種する・しないの選択の自由があるという共通認識の基盤になるため、条例の改正案に賛成する。</p>
	<p>ワクチンは、本人が望めば接種できる一方、医師から止められているなど病気や身体的事情により接種できない方もおり、そのような方には十分な配慮をするべきである。</p> <p>また、ワクチンを接種した人は、接種によるデメリットよりも、接種によるメリットを選択し、接種しない人はその逆を選択したことになる。違うものを選択したのだから、多くの人が集まる場やイベントによって受けられるサービスが区別されることは、両者とも理解しておく必要がある。</p>
	<p>新型コロナウイルス感染症のワクチンは、日本においては特例承認で接種ができるものの、長期にわたる安全性は不明である。</p> <p>明石市自治基本条例に基づき、市民の意見をくみ取り、条例にワクチン接種に関することを追加していただけることに心より感謝する。</p>

4 施行期日

公布の日

議案第78号 関連資料

新型コロナウイルス感染症対策事業費について

新型コロナウイルス感染症患者の外来診療費や入院費用については、公費負担としているところですが、患者数は今年度の5月の時点で、すでに昨年度の総数を上回っており、さらに7月からの第5波で急増していることから、当初の年間予定額を上回り経費の不足が見込まれるため、補正予算として計上するものです。

1. 内容

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症患者のうち、本市からの入院勧告に基づき指定医療機関に入院した者等

(2) 公費負担額

診療にかかる費用のうち、保険診療を除く自己負担分

(3) 陽性患者数及び入院費等公費負担額【実績】

	陽性患者数		公費負担額	
令和2年度	803人		36,221千円	
令和3年4月	746人	1,192人	838千円	33,068千円
令和3年5月	396人		16,779千円	
令和3年6月	50人		15,450千円	

2. 補正予算要求額の算出

(1) 令和3年度当初予算

25,000千円

(2) 補正予算要求額

144,000千円 ※新型コロナウイルス感染症対策事業 扶助費
 = 16,000千円（1月当たり見込額）×9ヶ月

(3) 国補助金

市負担金額の3/4

議案第78号関連資料

令和3年度高齢者インフルエンザ予防接種の無料化について

新型コロナウイルス感染症については、今年度においても感染が拡大しており、緊急事態宣言が何度も出されるなど収束の気配は見え、医療機関への負担が大きい状況が続いているところです。

今後、季節性インフルエンザの流行期を迎えるにあたり、より多くの高齢者がインフルエンザ予防接種を受け、重症化リスクが減少することで医療負担の軽減につながるよう、今年度も接種費用の無料化を行いたいと考えております。

1 内容

(1) 接種対象者

- ・ 満65歳以上の明石市民
- ・ 満60歳以上65歳未満の明石市民であって、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳1級相当の方

(2) 接種期間

令和3年10月1日（金）～令和4年1月31日（月）

(3) 自己負担額

なし ※従来1,500円（市民税非課税世帯、生活保護世帯は無料）

2 補正予算額

委託料 170,000千円 （≒310,000千円－148,000千円）

見込み	当初予算	今回の補正予算案
対象者数	79,219人	79,812人
接種者数	40,535人	63,850人
接種率	51.2%	80.0%
委託料（予算額）	148,000千円	310,000千円

3 参考

年度別実績	平成30年度	令和元年度	令和2年度
対象者数	77,677人	78,479人	78,612人
接種者数	37,926人	40,143人	55,048人
接種率	48.8%	51.2%	70.0%

報告第15号及び第16号関連資料

地方独立行政法人明石市立市民病院の経営状況（令和2年度決算）

並びに業務実績に関する評価結果の報告等について

1 目的

市が出資した法人である地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「法人」という。）について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、2020年度の経営状況を議会に報告しようとするものです。

また、業務実績について、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を踏まえて評価した結果を、地方独立行政法人法第28条第5項の規定に基づき議会に報告しようとするものです。

2 概要

(1) 経営状況（2020年度決算）

① 総括

2020年度は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、受診控えや救急件数自体が減るなど、患者数が大幅減となりました。また、急性期病棟1病棟の感染者専用病棟への置き換えに伴う休床による機会損失等の影響もあり、医業収益は前年度より大幅に減少しました。一方で、新型コロナウイルス感染症患者受入に伴う国や県などからの補助金が寄与し、当期純利益は743百万円となり独法化後最大の利益を計上しました。また、資金残高は2,425百万円となり、前年度末を689百万円上回りました。

② 収支決算（単位：百万円）

項目		2019年度 決算額	2020年度 決算額	差引
収益	医業収益	7,600	6,913	△687
	運営費負担金収益	924	1,102	178
	補助金等収益	20	1,261	1,241
	計（上記以外を含む）	8,676	9,409	733
費用	給与費	4,738	4,926	188
	材料費	1,822	1,648	△174
	経費	1,204	1,222	18
	計（上記以外を含む）	8,544	8,666	122
当期純利益		132	743	611
資金残高		1,736	2,425	689

③ 主な数値目標と実績

項 目		2019年度 実績値	2020年度 目標値	2020年度 実績値	前年度との差 目標値との差
職員	常勤医師数	58人	63人	61人	+3人 ▲2人
救急	救急車による搬入患者数	3,164人	3,400人	2,388人	▲776人 ▲1,012人
	救急車お断り率	19.8%	19.0%以下	22.9%	▲3.1% ▲3.9%
地域連携	紹介率	78.7%	78.0%	73.3%	▲5.4ポイント ▲4.7ポイント
	逆紹介率	83.6%	85.0%	68.6%	▲15.0ポイント ▲16.4ポイント
入院	一日平均入院患者数	259.2人	273.9人	238.0人	▲21.2人 ▲35.9人
	新入院患者数	7,377人	7,872人	6,061人	▲1,316人 ▲1,811人
	入院診療単価（一般病棟）	62,075円	61,405円	63,816円	+1,741円 +2,411円
	入院診療単価 （回復期リハビリテーション病棟）	30,364円	31,741円	31,924円	+1,560円 +183円
	急性期機能病棟稼働率	77.9%	83.4%	70.9%	▲7.0ポイント ▲12.5ポイント
	地域包括ケア病棟稼働率	80.6%	81.8%	76.3%	▲4.3ポイント ▲5.5ポイント
	回復期リハビリテーション病棟稼働率 ³	83.7%	90.0%	82.7%	▲1.0ポイント ▲7.3ポイント
外来	一日平均外来患者数	551.5人	558.0人	476.1人	▲75.4人 ▲81.9人
	外来診療単価	17,007円	16,874円	16,882円	▲125円 +8円
財務諸表	材料費対医業収益比率	24.0%	23.4%	23.8%	+0.2ポイント ▲0.4ポイント
	経費対医業収益比率	15.8%	15.1%	17.7%	▲1.9ポイント ▲2.6ポイント
	人件費対医業収益比率	62.3%	62.5%	71.3%	▲9.0ポイント ▲8.8ポイント
	経常収支比率	101.7%	100.6%	108.6%	+6.9ポイント +8.0ポイント
	医業収支比率	95.3%	96.3%	86.4%	▲8.9ポイント ▲9.9ポイント
	医業収益	7,600百万円	7,878百万円	6,913百万円	▲687百万円 ▲965百万円
	入院収益	5,183百万円	5,431百万円	4,828百万円	▲355百万円 ▲603百万円
	外来収益	2,270百万円	2,287百万円	1,953百万円	▲317百万円 ▲334百万円

(2) 業務実績に関する評価結果（2020 事業年度）

① 評価方法

市は、「地方独立行政法人明石市立市民病院の業務の実績に関する評価実施要領」により、法人の 2020 事業年度に係る業務実績について評価を実施しました。

評価にあたっては、地方独立行政法人法及び地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会条例に基づき、評価委員会に意見を求めました。

<評価委員会 委員名簿>

役 職	氏 名	職 名
委員長	明 石 純	関西学院大学経営戦略研究科 教授
副委員長	日下 孝明	明石市医師会 顧問
委 員	中田 精三	伊丹市病院事業管理者
	工藤 美子	兵庫県立大学 看護学部長
	武田 英彦	公認会計士

② 業務実績の評価結果

評価結果

「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」

<判断理由>

法人は新型コロナウイルス感染症対応に最優先に取り組みながら、急性期を中心とした総合的医療の提供にも取り組むなど、市民病院としての使命を果たしており、特に感染症対応では、市内唯一の患者の入院受入れ機関として、いち早く体制を整え、院内でクラスターの発生もなく、1 年を通じて診療体制を維持出来たことは、評価委員から高い評価を得ています。

急性期医療では、質の高い医療の提供に努めたものの、多くの項目で目標値に届きませんでした。これは新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な制限があるため、やむを得ない側面が多いと考えています。

回復期機能については、地域包括ケア病棟では、昨年度より稼働率は若干低下しているものの、安定して稼働し、回復期リハビリテーション病棟は昨年度とほぼ同水準で稼働しており、地域密着型の切れ目ない病院診療実現に向けて順調に進んでいます。

財務面では、医業収益が大幅に減少しましたが、国県からの感染症対応に係る補助金が寄与し独法化後最大の黒字となり、結果として経営基盤の改善に繋がりました。

このようなことから、2020 事業年度の業務実績の評価は「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおりに進んでいる」としました。

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

新型コロナウイルス感染症の国内流行が第 5 波に入り、兵庫県においても 8 月 20 日に 4 回目となる緊急事態宣言が発出されました。本市においても、7 月下旬から陽性者が増加し、兵庫県では感染が拡大した 4 月より自宅での療養を可能としていたことから、本市においても自宅で療養する患者が増加しました。

現時点では、重症化リスクの高い患者については速やかに入院調整を行うなど、入院が必要な症状の患者については入院していただけている状況です。

あかし保健所では、明石市医師会や市内医療機関と連携して、新型コロナウイルス感染症の対応にあたっておりますので、その状況について報告いたします。

1 陽性患者の発生状況等

資料 1

2 医療提供体制

(1) コロナ対応病床の確保状況

市民病院において、23 床の中軽症対応病床に加えて、重症対応病床 1 床を確保するとともに、市内 3 医療機関で新たに中軽症対応病床 13 床を確保し、合わせて 37 床で運用しています。引き続き市内医療機関と連携し、病床の確保を進めます。

(2) 入院患者の転院促進

市民病院等の病床を確保するため、継続入院が必要で症状が一定改善した患者を受け入れる後方支援病院として 13 の医療機関と協定を締結し、患者の転院を促進しました。

後方支援病院へ転院した患者数 62 人（9/10 現在）

(3) 重症化リスクの評価と速やかな入院調整

病床ひっ迫時には、基礎疾患があるなど重症化リスクが高いと考えられる患者については、陽性判明後速やかに精密検査を行い、入院の必要性の有無を判断しています。

3 自宅療養中の方への対応

(1) 継続的な健康観察と医療行為の実施

自宅療養者に対し血液中の酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを貸与するとともに、保健師や看護師により電話や訪問による健康観察を実施しています。また、状態が悪化し直ちに診察、治療が必要と判断した方に対しては、保健所医師に加えて、明石市医師会にご協力をいただき、市内45医療機関により往診を行うとともに、医師の判断のもと、ステロイド薬の投与や酸素濃縮器による在宅酸素療法を実施するなど、自宅療養者が適正な医療を受けられるよう、フォローアップ体制を整備しています。

(2) 自宅療養者等への日常生活支援

市内各局と連携し、陽性患者が安心して自宅で療養できるよう、食料品や衛生用品などの生活支援物資の提供を行っています。また、自宅療養となる患者本人だけでなく、患者が入院することにより自宅に残る家族に対しても、様々な福祉サービス等を活用した生活支援に取り組んでいます。

4 今後の取り組み

新たな感染拡大に備えて、兵庫県や明石市医師会、市内医療機関との連携を強化するとともに、これまでの経験を踏まえて、自宅療養者に対する往診や訪問看護、生活支援体制の拡充を図るなど、患者やその家族が取り残されることのないよう、オール明石で新型コロナウイルス感染症の対応に万全を期してまいります。

(参考資料) 市内発生陽性者の対応フロー

明石市の新型コロナウイルス感染症発生状況

4 クラスタ発生状況(9月10日発表時点)

No	施設種別	件数	陽性者数	属性別	
				利用者患者等	職員等
1	医療機関	8件	96人	51人	45人
2	介護老人福祉施設	1件	26人	15人	11人
3	介護老人保健施設	1件	36人	26人	10人
4	介護サービス事業所	3件	18人	14人	4人
5	酒類を提供する飲食店	1件	7人	1人	6人
6	事業所	1件	5人	0人	5人
7	学校・園	6件	72人	59人	13人
8	障害福祉サービス事業所	1件	10人	7人	3人
9	行政施設	1件	31人	29人	2人
10	スクール・ジム等	1件	17人	15人	2人
合計		24件	318人	217人	101人

- 第5波以降（7月以降）のクラスターは「学校・園」で5件、「障害福祉サービス事業所」で1件、「行政施設」で1件発生している。

5 感染経路(4月1日～9月10日)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月 (~10日)
クラスター由来	52	44	1	25	46	30
海外等	0	0	0	0	0	0
職場・施設等	109	48	5	21	83	31
家族等	205	133	19	51	346	138
不明	380	171	25	104	526	177
合計	746	396	50	201	1001	376

6 その他(兵庫県の入院病床数・宿泊療養室数)(9月8日時点/県HP参照)

区分	確保病床	患者数	使用率
入院	1,357	869	64.0%
(うち重症対応)	142	81	57.0%
宿泊	1,723	846	49.1%

明石市新型コロナワクチン接種事業の実施状況について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種につきまして、国からのワクチンの供給不足により、6月末から7月にかけて新規予約の受付停止や一部接種の延期を行いましたが、7月下旬から順次、予約・接種を再開しており、現在の実施状況を報告いたします。

引き続き、ワクチンの供給状況を踏まえながら、接種を希望する12歳以上のすべての市民に対して、できるだけ早く、かつ安心して接種いただけるよう取り組んでまいります。

- 1 対象者** 12歳以上の市民（2021.1/1 住民基本台帳人口、約271,000人）
- 2 接種状況** 1回目：145,419人（接種率53.8%）、2回目：111,500人（接種率41.2%）

・ワクチン接種記録システム（VRS）の数値から算出（9/13時点）

* VRSは、個人の接種状況（接種日・会場・ワクチンメーカー等）を記録するもの。

* 人数には市外医療機関や大規模接種会場、職域での接種を含む。接種率は2021.1/1 住民基本台帳人口（12歳以上）に対する割合。

優先順位	対象者	対象者数 (概数)	予約開始	接種開始	現状
1	医療従事者	11,900人	—	3/18(木)	・接種完了（6月中旬）
2	高齢者 (65歳以上)	83,000人 (今年度末までに65歳になる人を含む)	— 一般 5/20(木)	施設入所 4/28(水) 一般 5/31(月)	・希望者への接種を概ね完了 〈VRS〉 1回目：72,919人（接種率91.7%） 2回目：71,173人（接種率89.5%）
3	高齢者施設等の従事者 (入所系82施設)	2,300人	—	4/28(水)	・接種完了（8月上旬）
3	保育士等、居宅サービス事業所等の従事者、 小中学校の養護教諭 ・特別支援学級教員、 養護学校教員	2,200人	—	5/31(月)	・集団接種会場等において、当日キャンセル分や予約の入らなかった枠などを有効活用して実施
3	基礎疾患を有する者 (12～64歳)	188,000人	6/15(火) ～6/27(日)	6/21(月) ～7/3(土)	・順次、接種中 〈VRS〉 1回目：72,500人（接種率38.0%） 2回目：40,327人（接種率21.1%）
3	妊婦とパートナー		8/21(土)	8/21(土)	
4	12～64歳 (基礎疾患を有する者、妊婦等を除く)		60～64歳 8/15(日)	60～64歳 8/23(月)	
			50～59歳 8/20(金)	50～59歳 8/26(木)	
			40～49歳 8/25(水)	40～49歳 8/31(火)	
		20～39歳 9/15(水)	20～39歳 9/21(火)		
		12～19歳 9/30(木)	12～19歳 10/6(水)		

※「対象者数（概数）」について、項目ごとの重複あり。

3 接種会場

- ・現在、医療機関での個別接種を基本として実施しています。

会場	実施状況（人数は1回目接種者の合計、9/13時点）
個別接種 （市内医療機関）	<ul style="list-style-type: none"> ・3月18日(木)～ ・134機関（約76,400人）
集団接種	<ul style="list-style-type: none"> ・5月31日(月)～8月1日(日) 6会場（約34,900人） ・8月2日(月)～あかし保健所のみ臨時開設（約270人） *接種延期者の優先接種や2回目接種の変更対応などのため、3週間毎に概ね一日開設 ・9月12日(日) 妊婦とパートナーを対象に、個別接種に加え、市医師会館で集団接種を実施（約250人） ・今後、あかし市民広場とあかし保健所を活用し、土曜日・日曜日に集団接種を実施（開始日・人数等の詳細検討中）
障害者接種 （市民病院）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害などにより不安が強く、かかりつけ医や集団接種会場での接種が困難な人、及び付添者 ・7月3日(土)～8月20日(金) 実施済み（約570人）

※上記のいずれの会場もファイザー社ワクチンを使用

【参考】上記以外の会場での接種（9/13時点）

- ・市外医療機関等 約12,500人
 - ・国県の大規模接種会場 約4,900人
 - ・職域接種 約15,600人
- 計 約33,000人（1回目接種者総数の22.7%）

4 接種促進のための市独自の財政支援

- ・国の支援制度の実施期間が延長されたこと、またワクチンの供給不足によりお盆期間に接種を行わなかったことなどに伴い、市独自の支援については、個別接種における土曜日の接種単価の引き上げに限定して実施します。
- ・6月議会での補正予算額は560,000千円（一般財源）でしたが、所要見込額は90,000千円（一般財源）となります。

【支援内容】土曜日を休日並みの接種単価に引き上げ

- ・国の実施期間：4月1日(木)～12月4日(土) ※当初は7月末まで
- ・市の単独事業：6月26日(土)～12月4日(土)

	4/1～ 接種単価（国の加算額）	6/26～ 接種単価（市の上乗せ額）
平日	2,070円	2,070円
時間外	2,800円（+730円）	2,800円
休日（日曜・祝日）	4,200円（+2,130円）	4,200円
土曜AM	2,070円	4,200円（+2,130円）
土曜PM	2,800円（+730円）	4,200円（+1,400円）

※土曜日は、平素からAM診療・PM休診の場合の金額（終日休診の医療機関は休日扱い。）

報告第14号関連資料

一般財団法人あかしこども財団の経営状況（令和2年度決算）及び令和3年度事業計画等の報告について

地方自治法第243条の3第2項に基づき、一般財団法人「あかしこども財団」の経営状況（令和2年度決算）及び令和3年度事業計画等につきまして、以下のとおり報告いたします。

1 法人の概要

名称 一般財団法人あかしこども財団（平成30年5月1日設立）
 役員 理事5名 監事2名 理事長 濱田 純一
 基本財産 10,000,000円（うち市出捐金10,000,000円）

2 経営状況（令和2年度決算）

(1) 収支報告

（単位：千円）

項目名	実績額	内訳
収益	947,385	補助金等 89,262
		市委託金 857,692
		雑収益 431
費用	947,385	こどもの居場所づくり事業 4,512
		地域活動支援事業 4,201
		子育て応援企業連携事業 188
		こども総合支援事業 14,887
		放課後児童健全育成事業 828,883
		こども研修センター運営事業 90,441
		あかしこども財団運営事業 4,273

(2) 事業実績報告

事業名	主な事業実績
こどもの居場所づくり事業	こども食堂開設数 44か所（28小学校区）※新規開設2か所 延べ実施回数 254回（30か所） 延べ参加人数 3,916人
地域活動支援事業	あかしこども応援助成金交付 35団体 2,345千円 あかしこども夢文庫助成金交付 8団体 1,590千円
子育て応援企業連携事業	子育て応援認定企業数 161事業所
こども総合支援事業	テイクアウト・デリバリーこども食堂の実施 こども食堂 12,512食（14か所） 飲食事業者 10,759食（19か所）
放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブ受入れ数 3,416人（令和2年4月1日時点） 夏休み期間のみ入所受入れ実施 全28児童クラブ 放課後児童支援員認定資格研修受講者数 98人（2回）

こども研修センター運営事業	研修開催回数 13回（延べ35日）	延べ受講者数 539人
	こども家庭総合支援拠点設置促進アドバイザー派遣	24件
あかしこども財団運営事業	季刊誌「あかしこども財団だより」	4回 各3,500部発行

3 令和3年度事業計画

(1) こどもの居場所づくり事業

全小学校区に開設されたこども食堂が、コロナ禍においても継続した運営がなされ、その活動が広がり、気づきの地域拠点として関係機関とつながっていくよう、こども食堂を運営する団体の特性に応じた支援を行います。

(2) 地域活動支援事業

児童健全育成、子育て支援に取り組む団体、こども夢文庫を運営する団体を支援することにより、地域で子育てを支援する基盤を形成するとともに、地域の子育て力の拡大、地域コミュニティの意識醸成を図ります。

(3) 子育て応援企業連携事業

あかし子育て応援企業との連携により、地域全体で子どもを見守る機運を高め、子ども・子育て支援への取組を促進し、すべての子どもたちが健やかに育つまちづくりを進めます。

(4) 放課後児童健全育成事業

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童等を対象として、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内小学校区の放課後児童クラブの運営を行います。

また、放課後児童支援員として業務を遂行する上で必要な知識及び技能を習得するための放課後児童支援員認定資格研修を実施します。

(5) こども研修センター運営事業

児童相談所や児童福祉施設など、全国の子ども虐待対応機関の職員等を対象として、その専門性の向上を図るため、高度専門的な研修を実施します。

また、全国の市町村の子どもとその家庭及び妊産婦等を支援する体制の強化を図るため、こども家庭総合支援拠点の設置を支援するアドバイザーの派遣事業、全児童相談所の中核を担う職員の資質向上を図るため、全国7ブロックにて研修を実施します。

(6) あかしこども財団運営事業

適切かつ健全な組織運営を行うため、法令等遵守や業務の適正を確保するとともに、積極的な広報活動や子育て支援に資する自主事業を実施します。

(7) こどもの権利擁護事業 【新規事業】

一時保護された子どもの権利を守るため、一時保護されたすべての子どもと速やかに面会し、子どもの声を聴き、必要に応じて明石こどもセンターへ意見を通知するなどを行います。

(8) こどもの居場所設置・運営事業 【新規事業】

学校になじめない等の事由を抱えた子どもたちが、安心して学び、遊び、過ごし、健やかな成長ができるように、学習支援や相談支援等を実施し、子どもの自主性を尊重し、自己肯定感を育むことができる居場所を設置し、運営します。

4 令和3年度予算

(単位：千円)

項目名	予算額	内訳
収益	1,129,272	市補助金 171,962
		市委託金 956,030
		雑収益 1,280
費用	1,129,272	こどもの居場所づくり事業 21,000
		地域活動支援事業 7,000
		子育て応援企業連携事業 1,500
		放課後児童健全育成事業 894,900
		こども研修センター運営事業 169,562
		あかしこども財団運営事業 13,400
		こどもの権利擁護事業 2,000
		こどもの居場所設置・運営事業 19,910

令和3年度明石市給付型奨学金の申込状況及び奨学生の選考について

令和3年度明石市給付型奨学金の申込状況及び奨学生の選考につきまして、以下のとおり報告いたします。

1 申込者の状況

令和3年7月5日から8月27日までの応募期間に合計222名の申し込みがありました。

収入の状況	令和3年度	令和2年度
保護者の市県民税（所得割）が非課税	96名	42名
保護者の収入が約350万円未満	70名	27名
生活保護世帯等	24名	9名
上記以外の世帯	32名	43名
計	222名	121名 (うち110名を奨学生として決定)

家庭の状況	令和3年度	令和2年度
新型コロナウイルス等の影響で保護者の収入が減少した	72名	51名
ひとり親世帯・両親ともにいない世帯	150名	73名
3人以上の兄弟姉妹がいる	86名	42名
保護者の看護・介護等が必要	15名	11名

2 選考基準について

本年度は222名の申し込みがありました。申込者の世帯収入や個々の家庭の状況等を確認したところ、昨年度と同様の選考基準にした場合、約200名が対象となる見込みです。

3 今後のスケジュール

日程	内容
9月24日	選考委員会の開催
10月初旬	奨学生へ決定通知を送付
11月～3月	学習支援事業の開始（週2回2時間程度の学習支援）
12月	補正予算の上程（予定）
令和4年2～3月	入学準備金の給付（上限30万円を支給）
令和4年4月～	在学時支援金の給付開始（毎月1万円を支給） 学校生活支援事業の開始（学校生活における相談支援）

明石市こども総合支援条例の一部改正について

1 改正の目的

本市では、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの最善の利益を実現するため「明石市こども総合支援条例」（平成28年条例第31号）を平成29年4月1日に施行しています。

その後、新たにヤングケアラーに対する支援の必要性が社会的に認識され、また、児童相談所によって一時保護等がなされた子どもの権利擁護に関する取り組み等も求められているところです。

こうしたことから、明石市では各種支援や施策の立案を開始しており、今後も市が継続して必要な施策を講じていくことを明確にするため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) ヤングケアラーについて

ヤングケアラーについては、厚生労働省と文部科学省が「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と位置付けています。ヤングケアラーに関しては、「児童福祉」だけでなく、「教育」「高齢福祉」「障害福祉」「医療」といった各関係機関が連携して横断的かつ継続的に支援する必要があるため、本市の責任において必要な施策を講ずることを明確にする規定を新設します。

(2) 一時保護等がなされた子どもの権利擁護について

明石こどもセンターにおいては、一時保護等がなされた子どもの意見表明権を含めた諸権利の保障のために、本年4月に「こどものための第三者委員制度」を開始し、今後も新たな施策を講じていく予定です。そして、これらの子どもの諸権利を擁護する制度については、普遍的なものとして継続する必要があるため、本市の責任において必要な施策を講ずることを明確にする規定を新設します。

(参考) こどものための第三者委員会取組状況

○ 運用状況（2021年4月20日～8月31日）

(1) 一時保護児童との面会 面会回数：23回

(2) 調査及び意見通知 調査申出：1件 ※調査中に家庭復帰、調査終了

○ 運用効果等

- ・一時保護後、速やかに（概ね2日以内）一時保護児童と第三者委員が面会できている。
- ・一時保護児童にとっては、自己の意見を表明する機会及びルートが保証、確立される。
- ・児童相談所にとっては、多角的に一時保護児童の気持ちや意向を確認することで、より児童に寄り添った支援策の検討を行うことができる。

3 今後のスケジュール

令和3年12月	条例改正骨子案の議会報告
令和3年12月～令和4年1月	パブリックコメント
令和4年3月	条例改正案の議会提案
令和4年4月	改正条例の施行